

中京学院大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

中京学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、中京学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」と学訓「真剣味」「真善美」をもとにして、法人の使命「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会への“真の実践力”をもった人材の輩出」を定めている。

社会環境の変化に対応し、法人の使命の現代的解釈活動を行い、「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」を制定し、より具体的な人材像等を定めた。

建学の精神や「学校法人安達学園 中期計画 2015（平成 28 年度～平成 32 年度）」（以下、「中期計画 2015」）は、役員・教職員の理解と支持があり、各種媒体を通じて学内外への周知を図っている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーが定められ、経営学部、看護学部とも収容定員充足率は概ね適切であり、学生受入れ数が維持されている。

教育目的を踏まえたディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが明確にされており、教育の質保証を図る努力をしている。

授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックし、教育内容及び学修指導の改善に役立てている。

経営学部においては、「基礎学力向上プログラム」のテキストを大学の教員が作成する過程で教員同士が切磋琢磨し、教育能力の向上につなげている。

校舎等の耐震改修工事は完了している。また、毎年ではないが、避難訓練が実施されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ学内諸規則は法令に基づき作成され、大学の運営に関する法令遵守は適正に行われており、経営の規律と誠実性の維持がなされている。

理事会のもとに常任理事会が設置され機能的に運営されており、学長が統括する大学運営委員会で全学的案件の協議を行うなど、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

監事は適切に職務を果たしており、評議員会の開催は適正になされ、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性が確保されている。

平成 25(2013)年度に看護学部が完成年度を迎え、また、経費削減、募集力強化により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を図りつつある。

会計処理は、学校法人会計基準に従い適切に行われている。会計監査は、公認会計士による監査が行われ、監事、内部監査室、公認会計士による合同監査も実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検評価委員長である学長を中心として、全学的な視点を踏まえた自己点検・評価活動を行う体制が整備されている。平成27(2015)年度から両学部の周期を統一し、1年周期で自己点検・評価を実施している。

現状把握のための基礎資料、基礎データは、学内主要資料一覧を作成するなど透明性の高い自己点検・評価がなされている。自己点検・評価報告書は広く社会に公開しており、学内ネットワークの共有ファイルなどを活用して情報の学内共有を図っている。

平成 27(2015)年度の自己点検・評価結果に基づく改善計画について、学長のリーダーシップのもと具体的な検討が行われるなど、自己点検・評価結果の活用に向けた PDCA サイクルの組み込みに取り組んでいる。

総じて、建学の精神と学訓に基づき、法人の使命を定め、新しい時代と社会に対応するべく「中期計画 2015」をもとに施設計画を含めた将来構想を検討中であり、教育・研究機能の維持向上に努力をしている。そのために、教育の質保証を図る継続的な努力と、財務基盤安定化に向けての更なる収支の改善が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」であり、建学の精神を具現化するため「真剣味」という精神と、「真善美」という価値観を学生に求め、学訓として定めており、意味・内容の具体性と明確性がある。

建学の精神と学訓をもとにして、法人の使命「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出一実社会への“真の実践力”をもった人材の輩出」を定めており、簡潔な文章化がなされている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

江戸時代に水戸藩で形成された学問である水戸学の神髄である「文武不岐」の精神をもとに、学校法人安達学園の創立者が「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を建学の精神と定め、「何事に対しても真剣に取り組む中にも純真で温かく人間らしさを兼ね備えた人材」の育成を目的として個性・特色の明示をしている。

学則第 1 条に「本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」とあり、法令への適合が基本にある。

社会が変化する中、建学の精神に基づき、法人の使命の現代的解釈を行い、平成 27(2015)年度に、「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」として制定するなど、変化への対応を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

法人の使命を実現するための「中期計画 2015」は、教職員はもとより法人執行部、常任理事、理事長の支持のもとに策定され、理事会決定がなされるなど、使命・目的等は役員・教職員の理解と支持がある。

建学の精神は、学生ハンドブック、大学ホームページ、同窓会報、教職員手帳、受験生向けの大学案内パンフレット等に明記されており、学内外への周知がなされている。

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを整備・検討し、法人の使命・目的の実現のための「中期計画 2015」のアクションプランとしているなど、「中期計画 2015」及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がなされている。

学長はじめ主要な役職者で構成された大学運営委員会を設置することなどにより、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を保つよう努めている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

経営学部経営学科及び看護学部看護学科のアドミッションポリシー全文が、全ての学生募集要項の巻頭ページ及び大学ホームページの学部学科紹介のサイトに「求める学生像」として明確になっており、受験生や学外に向けて周知を図っている。

経営学部においては、AO入試と推薦入試で、受験生の意欲・特性に重点を置いた面接評価と総合基礎学力テストの結果をもとに、一定の基準を満たした受験生を合格としている。一方、看護学部においては、一般入試と大学入試センター試験利用入試で基礎学力を重視した選考方法を、推薦入試で受験生の適性を確認する面接と小論文（指定校推薦は面接のみ）に高校の調査書を加えた選考方法をそれぞれ採用している。このように、アドミッションポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫をしている。

経営学部、看護学部とも収容定員充足率は概ね適切であり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び学校法人の使命に基づき、学部学科ごとに教育研究上の目的を明確に定め、この目的を達成するために、各学部学科の教育目的を踏まえたディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが明確になっている。

各学部学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに沿って授業科目及び内容が体系的に編成されている。その上で、授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修などを考慮して1単位当たりの時間数を設定し、教育の質の確保を図っている。

「全学FD・SD研修会」において課題を認識し、大学全体として事前・事後学修の明確化や成績評価方法の再認識を図っている。アクティブ・ラーニングや課題解決型学修を徹底し、学部学科ごとに少人数教育の特質を生かした教育方法の工夫・検討がなされている。

単位の実質化に向けて、GPA(Grade Point Average)制度を導入して学修到達度を把握できるようにし、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教学系の各委員会組織は、教員である委員長と委員、そして職員の出席が基本となっており、実務を通して学生と直接関わりを持つ職員が同席することで、教員のみでは把握しづらい学生の情報が共有されている。また、FD(Faculty Development)の研修会には職員の参加も推奨されるなど、教員と職員の協働の充実が図られている。

大学院がないのでTA制度はないが、経営学部では外国語科目と情報教育科目を中心にSA(Student Assistant)制度を導入し、大教室での講義科目の一部にも取入れている。

学部学科ごとに中途退学者、停学者及び留年者への対応策を講じている。特に経営学部では留学生支援課を設置し、出席状況の把握や欠席が多い学生への連絡に努めている。

全学的にオフィスアワー制度が実施されている上に、授業評価アンケート、学生アンケートが学生の意見をくみ上げる仕組みとして整備されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部学科にディプロマポリシーが明確に決められ、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準が学生ハンドブックで学生に公開され、その厳正な適用がなされている。

教育課程における開講科目の評価基準、到達目標、授業計画及び事前・事後の学修内容については、詳細をシラバスに明記して学生に周知している。シラバスの記載内容は全学的に統一され、各教員はそれに基づきシラバスを作成し、その評価基準に則して成績評価

及び単位認定を行っている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

経営学部の教育課程内に設定している「キャリア科目」は、「就業力養成科目」と「社会人スキル科目」の科目群から構成され、各々3科目6単位以上の修得が求められ、キャリア科目の合計で8科目16単位の修得が必要とされている。課外においても学外合同就職セミナーバスツアー、留学生ガイダンス、インターンシップ、市内企業訪問、就職合宿、学内業界研究セミナー、企業見学バスツアーなどを実施しており、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されている。

看護学部では、各専門領域において現場業務の実践を通じた臨地実習が必修となっており、これらの履修と単位の修得によって、優れた看護師の養成を図っている。また、看護師として実社会で活躍できるように就職先の選定を支援するための相談・助言は、アカデミックアドバイザーが中心となり、キャリア進路委員会の教員及び学生支援部職員と連携を図りながら行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

経営学部では、授業評価アンケートを毎年実施し、教員はフィードバックされた結果を見て自己の授業を振り返り、教育内容及び学修指導の改善に役立てている。また、「基礎学力向上プログラム」8科目の授業について、全てのテキストを大学の教員が作成している。

一方、看護学部では、授業最終日に授業評価アンケートを実施し、教員はフィードバックされた結果から所見をまとめ、教育内容及び学修指導の改善に役立てている。

経営学部では年に一度学生アンケートを取り、授業を含めた大学全般に及ぶ学生の意識調査を実施している。看護学部でも、平成28(2016)年度から同様のアンケートを行う予定である。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

経営学部が置かれている岐阜県中津川市の中津川キャンパスでは、事務局として学生支援部、教学組織として学生生活委員会を設置し、学生生活全般にわたり教職が一体となって支援を行っている。また、看護学部が置かれている岐阜県瑞浪市の瑞浪キャンパスでも、事務局として学生支援部、教学組織として学生委員会を設置し、学生生活全般にわたり教職協働で支援が行われている。課外活動に対する支援も概ね適切である。

学生アンケートの結果を関係する委員会が分析し、学生の意見をくみ取り、一部は改善の動きに結びつけている。

【参考意見】

○二つのキャンパスそれぞれに保健室と学生相談室が設けられているが、資格のあるスタッフが常駐しておらず、学生支援部や留学生支援課の職員が対応しているため、大学におけるこれら施設の役割を重要視し、人員の配置に配慮されたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数、教授数とも、設置基準の定めを上回っている。教員の採用に当たっては、科学技術振興機構の研究者人材データベースを主な手段とした公募を原則とし、教育職員任用規程、教員資格審査会規程及び同細則が整備され、これらに基づいて採用されている。ただし、看護学部については、適当な応募者が見込めない状況にあることから、公募によらない募集が行われることもある。教員の昇任についても規則が整備され、これに基づいて運用されている。

全学的な FD 研修が行われ、概ね適切に運営されている。授業アンケートの実施、処理、公表などについても、概ね適切である。

経営学部においては、「基礎学力向上プログラム」の導入により教養教育のレベル向上に努め、またそのテキストを大学の教員が作成する過程で教員同士が切磋琢磨し、教育能力の向上につなげている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

両キャンパスとも、校地、校舎面積について設置基準が定める面積を上回っている。また、図書館の面積についても適切で利用実績がある。IT 施設については整備が進んでおり、キャンパス内の無線 LAN を整備し、学生が自身のスマートフォン等を用いて Wi-Fi 設備を利用できる環境にある。

校舎等の耐震改修工事は既に完了している。また、毎年ではないが、避難訓練が実施されている。

経営学部において、学生アンケートの意見が施設の設備・改修に結びついた例がある。両学部とも、クラスサイズは適切である。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づいて理事会、評議員会、常任理事会を適切に設置し、目的達成に向けた管理運営体制を構築している。また、監査規程に基づいて業務監査・財産の状況監査を行っており、経営の規律と誠実性は維持されている。

「中期計画 2015」を策定し、使命・目的の実現への努力がなされている。

寄附行為と学則に教育基本法及び学校教育法に従った学校教育を行うことを明示してお

り、関係法令、告示を遵守し、適切に運営されている。

危機管理規程、防火及び防災管理規程等の諸規則を整備し、経営学部の学生が中心になる「災害時支援隊（機能別消防団）」を平成 21(2009)年に発足させるなど安全への配慮がなされている。また、環境保全、人権への配慮については、人権委員会規程、ハラスメント防止等に関する規程を定めるなど、適切に対応している。

学校教育法施行規則に基づく教育情報の公開及び私立学校法に基づく財務情報公開については、ホームページを中心に行っている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為により最高意思決定機関と位置付けられ、定期的開催されている。理事会には寄附行為に基づき選任された理事及び監事が出席し、審議決定がなされている。理事、監事の理事会への出席状況に問題はなく、欠席時の委任状の取扱いも適切である。また、理事会のもとに常任理事会が設置され、原則月 1 回開催され、機能的に運営されている。

理事については、学内関係者である常勤理事 4 人、学外関係者 4 人の計 8 人で構成しており、常勤理事を中心に担当職責を明確にするなど、理事長が教育目的を達成するために必要な戦略的意思決定のできる体制が整備されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度の学校教育法の改正に伴い、学則及び関係規則の改正を行い、教授会は教育研究上の重要事項に対して審議し意見を述べるものとし、この意見を考慮した上で学長が最終的に決定する体制が整備されている。また、教授会が審議すべき事項は経営学部規程、看護学部規程及び教授会内規に定め、大学の意思決定の権限と責任は明確になっている。

学長は、全学的案件として意思決定すべき事項を協議する大学運営委員会を統括し、各学部教授会に出席し、学部の教育活動の把握と意思決定を行っている。副学長は配置していないが、学部長が実質的な学部運営を支える仕組みがあり、学長の補佐として有効に機

能しているなど、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門と教学部門との連携については、理事長・学長・本部長兼大学事務局長・付属高等学校長の4人で構成される常任理事会と、理事長・副理事長・学園本部長・付属高等学校長など13人で構成される執行部会がその役割を果たしており、原則として常任理事会は毎月、執行部会は隔月に開催され、理事長がリーダーシップを発揮する体制は整備されている。

監事、評議員は寄附行為に基づいて選任されており、監事による監査及び評議委員会は定期的に実施され、適切に運営されている。

各種委員会、教授会、事務局の部長会などで審議されたことが執行部会、常任理事会を経て、理事会へ上申されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については、総務部、学生支援室中津川学生支援部・瑞浪学生支援部、入試広報部を置き、職員の人員配置については事務局長と各部門の管理職が必要に応じて協議を行うなど適正配置に努め、責任の明確化に配慮した組織編制及び業務の効果的な執行体制の確保がなされている。

定例の事務連絡会で業務の連絡等を行い、課題等に際しては事務局長が部長と協議を行い、事務組織各部門に適宜業務指示をするなど、業務執行体制の構築がなされ、その機能

性が維持されている。

日本私立大学協会が主催する各種研修会に参加させるなどの Off JT 研修がある。そのほか、職員の自発的な研修への参加の経費支援制度があり、資質及び能力向上の機会が用意されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立を目指して、「中期計画 2015」のもと、財務の健全化を目指し経営部門と教学部門の重点目標を定めている。また、外部コンサルタントへ依頼し、多角的な財務分析をし、経営効率化による財務基盤の安定化を検討している。

平成 27(2015)年度の大学部門の事業活動収支計算書の当年度収支差額は支出超過であったが、法人総額の当年度収支差額は収入超過であった。平成 25(2013)年度に看護学部が完成年度を迎え、また、経費削減、募集力強化により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を図りつつある。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び経理規程等により会計処理されており、発生した疑義や問題点については、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談、指導、助言を受けるなど、適正に処理されている。必要に応じて補正予算の編成が適切に行われている。

公認会計士による会計監査は、概ね月 1 回会計士が来学し、帳簿や証ひょう突合・実査などが行われ、公認会計士、監事、内部監査室との合同監査が定期的実施されており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成27(2015)年に自己点検評価委員会を立上げ、自己点検評価委員会規程を制定し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検評価委員長である学長を中心として、学部長、図書メディアセンター長、経営学部FD・評価委員長、看護学部FD・評価委員長、事務局長が委員となり、全学的な視点を踏まえた自己点検・評価活動を行う体制が整備されている。

平成27(2015)年度から両学部の周期を統一し、1年周期で自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のための基礎資料、基礎データの収集は、事務部局が中心となり、教授方法や教育内容の実践に関わるデータや資料は、学部の教学組織である各委員会が主体となって収集と検証を行い、それぞれのエビデンス資料をまとめた「学内主要資料一覧」を作成するなど透明性の高い自己点検・評価がなされている。

自己点検・評価結果の公表については、ホームページで公表している。また、自己点検・評価報告書については広く社会に公開しており、学内についても学内ネットワークの共有ファイルなどを活用して情報の共有を図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に関する全学的な体制が整備されて1年しか経ていないため、PDCA サイクルの仕組みの確立までには至っていないが、「中期計画 2015」の中に平成 26(2018)年度の自己点検・評価の結果を反映するなど、その重要性を十分認識している。平成 27(2015)年度の自己点検・評価結果に基づく改善計画については、学長のリーダーシップのもと具体的な検討がなされており、自己点検・評価結果の活用に向けた PDCA サイクルの仕組みの確立に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携活動の推進

A-1-① 地域連携活動の推進状況と有効性

【概評】

平成 25(2013)年度に岐阜県の東濃五市（恵那市、多治見市、土岐市、中津川市、瑞浪市）と地域連携に関する協定を結び、地域連携事業に参加する学生数、教職員数ともに徐々に増加している。平成 27(2015)年には経営学部地域連携推進委員会が設置され、中津川市駅前商店街と連携して地域活性化に取り組んできた。

平成 28(2016)年度から法人全体の「域学連携推進室」が設立され、学園長が室長として積極的にリードし、法人が設置する短期大学や高等学校を含めた地域連携体制が築かれた。この体制の中で瑞浪市商店街の活動に学生が参加するなど、成果を挙げつつある。こうした地域連携事業の広がりとともに、これまで限られていた瑞浪キャンパスの学生と中津川キャンパスの学生の交流が促進される副次的な効果もある。地域連携事業には、教職員が一体となり、参加する学生をサポートしている。

今後は、大学が参加する事業の選択を進め、短期のボランティア的な性格のものから進展させ、長期にわたる地域連携事業を活動の中心とする意向を持っているので、期待したい。